

函館市児童館ランチタイム事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童館内で昼食の時間帯に持参した弁当等
を取ることができる場を提供することにより、児童が安心・安
全に過ごすことができる居場所の確保を目的として実施する
児童館ランチタイム事業（以下「事業」という。）について、必
要な事項を定めるものとする。

（実施場所）

第2条 事業は、別表1に掲げる児童館で実施する。

（実施期間）

第3条 事業の実施期間は、函館市教育委員会が定める小学校の
休業日のうち、次の各号のいずれかに該当する期間とする。

- (1) 夏季休業日
- (2) 冬季休業日
- (3) 学年末休業日
- (4) 学年始休業日

（対象児童）

第4条 事業の対象児童は、函館市内の小学校に通学している児
童のうち、自立して食事を取ることが可能な児童とする。

（利用手続）

第5条 事業の利用を希望する児童（以下「利用児童」という。）
の保護者（以下「保護者」という。）は、事前に別記第1号様式
の登録カードを、利用を希望する児童館への提出（以下「利用
申込」という。）をしなければならない。

- 2 利用申込は、児童の学年ごとに行うものとする。ただし、学
年末休業日の利用申込をした場合は、翌学年の学年始休業日も
合わせて利用申込をすることができる。

(利用の登録)

第6条 児童館の館長は、事業が預かり事業ではないこと、常時の見守りはできないこと、専用の活動メニューは用意できないことについて保護者に説明し、同意が得られた場合に登録を認めるものとする。

2 児童館の館長は、登録を認めた利用児童（以下「登録児童」という。）を別記第2号様式の登録児童名簿に記載し、登録内容を管理するものとする。

3 保護者は、利用の必要が無くなった場合は、利用申込をした児童館に連絡するものとする。

(事業の実施)

第7条 児童館の館長は、登録児童に対し、実施日の12時から13時の時間内に、館長が指定した場所において、食事を取ることを認めるものとする。

2 登録児童が食事を取る時間帯は、原則として、館長または児童厚生員を2名以上、配置するものとする。

(弁当の内容および管理)

第8条 弁当は、保護者が登録児童に携行させたもののみ認めるものとする。

2 弁当の一部としての果物や牛乳、野菜ジュース等は認めるが、菓子類等は認めないものとする。

3 弁当の衛生管理は、保護者の責任として、必要に応じて保冷材の添付等の対応を行うものとする。

4 食事を取るにより生じた廃棄物は、登録児童が持ち帰るものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 11 月 20 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

実施場所	所在地
西部児童館	入舟町 6 番 1 7 号
宮前児童館	宮前町 2 5 番 1 5 号
鍛冶児童館	鍛冶 2 丁目 2 0 番 5 号
山の手児童館	山の手 3 丁目 4 番 7 号
日吉が丘児童館	日吉町 2 丁目 3 4 番 5 号
湯浜児童館	湯浜町 1 4 番 3 号